

環森政第 63-1 号  
令和 8 (2026)年 7 月 6 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

栃木県知事 福 田 富 一

宇都宮市ごみ焼却施設（仮称）新クリーンパーク茂原整備事業に係る環境影響  
評価方法書に対する意見について

令和 8 (2026) 年 2 月 13 日付け貴市から提出のありました標記のことについて、栃木県環境影響評価条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べますので、本意見を十分に踏まえた環境影響評価を実施し、本意見に対する検討の経緯及び内容について、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）以降の図書に適切に反映してください。

## 記

### 第 1 総括事項

円滑な事業実施のためには周辺住民の理解や協力が不可欠であり、焼却炉の立地による生活環境及び自然環境への影響について、地域住民等への周知、説明等を適切に行い、本計画に対する住民の理解を十分に得られるよう、今後も関係地区において、事業計画や環境保全措置に係る情報提供を積極的に行うなど、地域住民の懸念を払拭するよう努めるとともに、周辺地域の環境の保全・生活環境の保持に最大限配慮すること。

環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。適切な予測・評価を行うためには、可能な限り詳細な事業計画となっていることが求められるので、準備書作成に当たっては焼却炉の構造・配置又は位置・規模、地表面の改変及び使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について、可能な限り具体化すること。また、具体化に当たっては、事業に伴う環境影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

インターネットによる環境影響評価図書の公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、条例に基づく公表期間終了後も継続して公表する等により、利便性の向上に努めること。

## 第2 個別事項

### (1) 大気質関連

事業実施区域周辺においては、冬季に強い北風が吹く特性がある。新施設の煙突から排出される物質が、気流の影響で幅広く降下・拡散する可能性について、厳しい気象条件を想定したシミュレーションを実施すること。

アイドリングストップの徹底や、最新の排ガス規制適合車の使用、過積載の防止など、沿道環境への負荷低減に努めること。

### (2) 水質関連

事業実施予定区域周辺は渡良瀬川水系と鬼怒川水系の境界付近に位置するため、隣接水路の流下先を正確に把握すること。また、必要に応じて両水系を併記することも検討すること。

地下水調査について、水位だけでなく水質の調査も検討すること。なお、調査しない場合には、準備書にその理由を明記すること。

既存調整池が施設更新後の洪水調整容量等を確保した構造になっているのか、確認すること。

### (3) 騒音関連

騒音の予測については、施設自体の稼働に加えて、車両通行の影響が長期にわたり続く点も考慮の上、実施すること。

既存建物の解体後、遮音条件が変化する可能性を考慮の上、将来の状況も踏まえた検討を実施すること。

### (4) 悪臭関連

近隣に住居地域があるため、臭気等の対策を十分に行うこと。

### (5) 地質・地盤関連

施設構造を踏まえ、建設時の地盤における影響評価の実施手法を明らかにすること。

### (6) 動物・植物・生態系

猛禽類の調査に関して、月1回の調査は妥当と考えられるが、3～5月の追加調査や出現状況に合わせた定点の移動及び営巣確認調査についても検討すること。

建設期間に近接地で希少種が確認された場合は、準備書以降の図書に明記し、建設工事時期に配慮すること。

冬季時期におけるベイトトラップ及びライトトラップの効力を考慮し、当時期における糖蜜トラップの追加を検討すること。

周辺に生息する猛禽類や貴重な動植物の生態系を損なわないよう、夜間の過度な照明の抑制（光害対策）や緑地の適切な保全・創出を行うこと。

(7) 廃棄物

灰溶融炉を設置しないことに伴う影響(灰運搬車両の増加等)についても考慮の上、各種の調査・予測・評価を実施すること。

(8) その他

周辺道路は生活道路として交通量も多いため、住民の利用に不便の無いように配慮すること。

各種調査における現況調査において、異常値や予測との乖離が見られた場合には、速やかに調査地点の追加や期間の延長を行うなど、柔軟な対応を検討すること。